



税関  
Japan Customs

# 開催趣旨及びEPAに関する状況 (JETRO EPAウェビナー)

財務省関税局経済連携室長

香川 里子

2024年2月14日



# 目次

1. 開催趣旨
  - － EPAの活用におけるHS理解の重要性
2. 我が国におけるEPA交渉等の現状
3. EPAの利用状況
4. EPA活用に関する情報
  - － EPA利活用関係のリンクなど

# 1. EPAの活用におけるHS理解の重要性

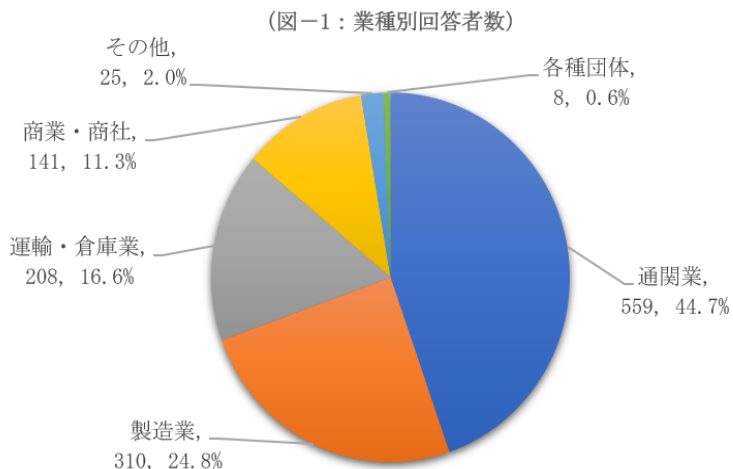
## 「経済連携協定(EPA)等の利用に係るアンケート」

**目的：EPA等の更なる利活用促進を図る観点から、事業者のニーズを把握する**

- ・実施期間：2022年12月13日-2023年1月31日
- ・実施方法：関税協会協力の元、同協会ホームページ及び税関ホームページで周知
- ・有効回答者数：1,115者

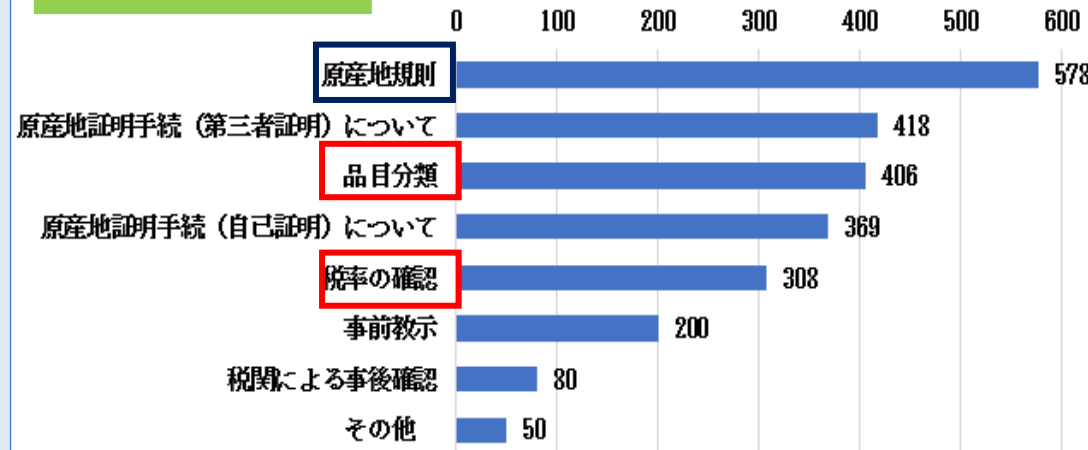
**結果概要：**

- EPAを利用しない主な理由として、**事務負担やコストがかかる一方、EPAを適用することで得られるメリットが少ないことや、事務手続にあたって社内の体制が整っていないことや貨物がEPA対象か不明**等が挙げられた。
- 日本税関への相談内容としては、**原産地規則や手続に加えて、品目分類やEPA税率の確認、事前教示の相談が多い。**

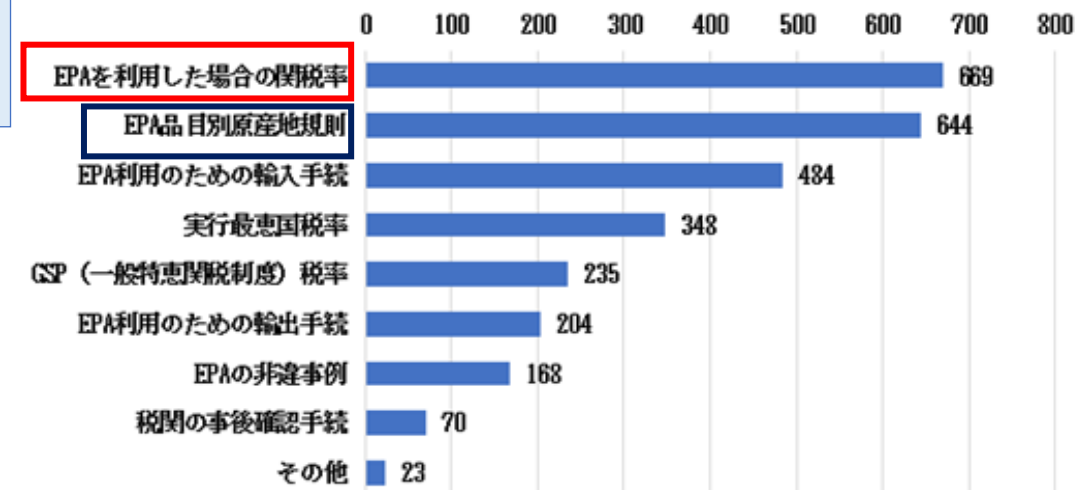


### アンケートの結果

(図-10：相談内容)



(図-12：税関ホームページを利用する理由)



(出所) 税関HP ([https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/epa\\_answer.html](https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/epa_answer.html))

# (参考)EPAの戦略的活用

## EPA利用の効果

関税のコスト削減効果は輸入申告を行う輸入者が得るのみで、輸出者は事務負担が増えるのみ？

⇒EPA関税削減分の分配を念頭に、輸出者側から先んじて輸入者に対し価格や数量の営業交渉をすることで、EPAを使った戦略的な活用が可能。  
⇒関税は「輸入原価」に対して、法人税は「税引前利益」に対して課されることから、「**関税率5%は法人税率40%に匹敵する**」との考え方もあり。

(出所) (株)旭リサーチセンター主席研究員、旭化成(株)経営企画部・田中雄作氏 「企業のEPA利活用と通商人材育成の重要性」日本関税協会「貿易と関税」2024年1月号)

## 関税と法人税の関係(イメージ)

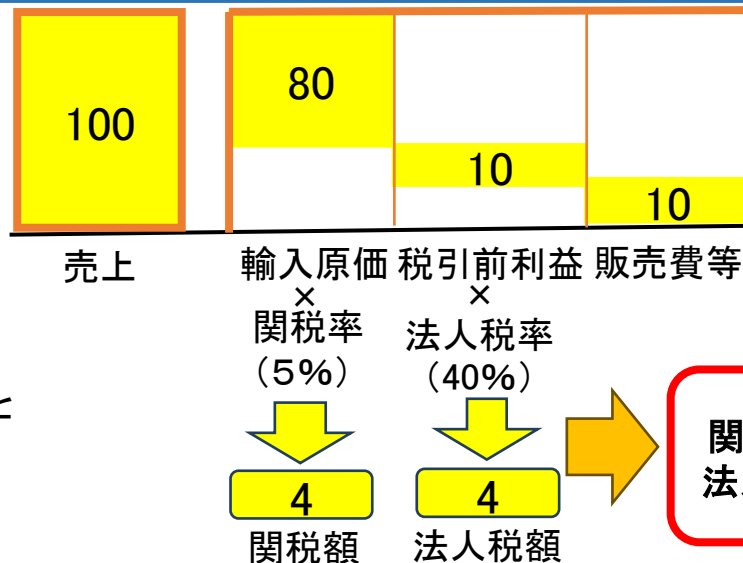
○関税 = 課税価格 × 関税率

<例: 関税率5%、税引前利益率10%の場合>



輸入者にとって関税額は営業利益4円のインパクト

法人税に換算すると



関税率5% ≒ 法人税率40%

(出所) (株)旭リサーチセンター主席研究員、旭化成(株)経営企画部・田中雄作氏 「企業のEPA利活用と通商人材育成の重要性」日本関税協会「貿易と関税」2024年1月号)

# 1. EPAの活用におけるHS理解の重要性

## 輸出貨物のEPA利用のステップ

ステップ0. 輸出相手国のHS番号、原産地規則等にかかる事前教示

ステップ1. 輸出貨物の**HS番号**を特定

ステップ2. HS番号にEPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認(関税分類変更基準の場合  
部品の**HS番号の特定**が必要)

ステップ5. 輸出面での原産地手続

- (1)原産地証明書または原産品申告書などを整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国におけるEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

我が国の関税率表は、通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づいています。HS条約(1988年1月発効、2023年4月現在160カ国・地域が加盟)の附属書は通称「HS品目表」と呼ばれ、HS品目表の項に付けられた4桁の番号又は号に付けられた6桁の番号は通称「HS番号」と呼ばれています。



## 2. 我が国におけるEPA等の現状

## 2. 我が国におけるEPA等の現状 ①発効済みのEPA等

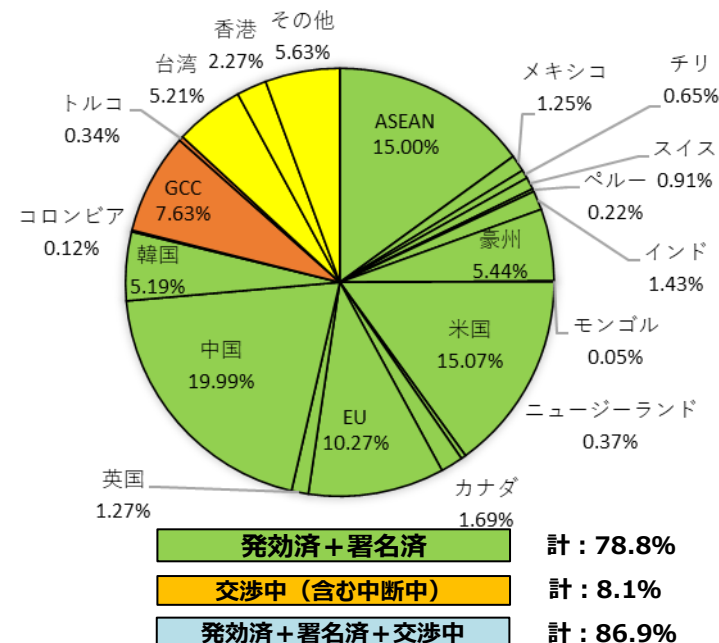
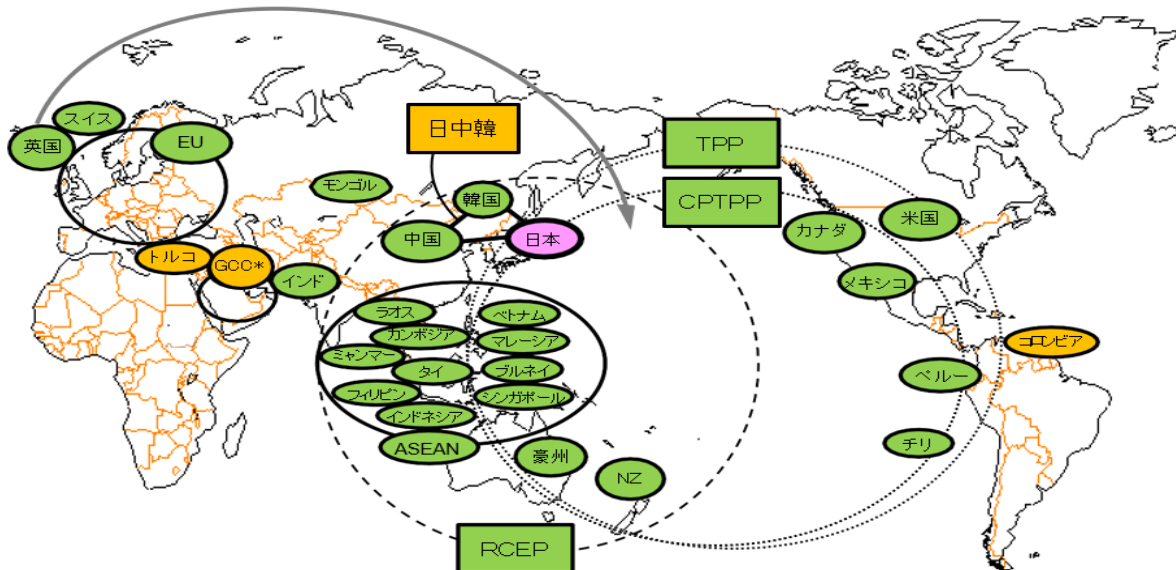
発効済 (20)	2002.11	シンガポール (2007.9改正)	2008.7	ブルネイ	2012.3	ペルー	2021.1	英国
	2005.4	メキシコ (2012.4改正)	2008.12	ASEAN (2020.8改正)	2015.1	豪州	2022.1	RCEP
	2006.7	マレーシア	2008.12	フィリピン	2016.6	モンゴル		
	2007.9	チリ	2009.9	スイス	2018.12	CPTPP		
	2007.11	タイ	2009.10	ベトナム	2019.2	EU		
	2008.7	インドネシア	2011.8	インド	2020.1	米国		

署名済  
(1)

TPP12 (2016年2月) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合  
(2023年)

● : 既にEPA/FTA等が発効済・署名済の国・地域 ● : 現在EPA/FTA等の交渉をしている国・地域



(注1) GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)  
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)

(注2) 米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

(2024年1月現在 ; 外務省HPより抜粋)

出典 : 財務省貿易統計 (2023年速報値)

## 2. 我が国におけるEPA等の現状 ②交渉開始・再開に向けて動きのあるEPA

### 1. 日 Bangladesh (交渉開始に向けた動き)

- 2026年11月、L D C 卒業の見込み。この場合、L D C 特恵関税により無税とされていた多くの品目の関税が引き上げとなることから、我が国産業界から E P A 締結の要請が接到。
- 2022年12月、Bangladeshとの国交50周年の機会を捉え、共同研究を立ち上げることで一致。2023年4月に第1回会合（於東京（ハイブリッド形式））、同年7月に第2回会合（於ダッカ（ハイブリッド形式））、同年9月に第3回会合（於東京（ハイブリッド形式））を開催し、共同研究報告書を公表。
- 今後、適切なタイミングでの交渉立ち上げをするべく、Bangladesh側と要調整。

### 2. 日 GCC・FTA (交渉再開に向けた動き)

- 2006年に交渉開始。2009年にGCC側が日本を含む全ての国とのFTA交渉を中断。日本から交渉再開を申し入れてきたが、GCC側は、日本側の要求水準を下げるのが、交渉再開の前提条件である旨主張。
- 2023年7月16日、岸田総理が中東歴訪中にブダイウィGCC事務総長の表敬を受け、かつてないレベルで日本とGCC諸国との間の経済関係が活発化していることを踏まえ、貿易・投資を促進する法的基盤として、2024年中の交渉再開と、それに向けた事前協議の開始で一致。



## 2. 我が国におけるEPA等の現状 ③CPTPPの最新動向

- C P T P Pは、2017年の米国のT P P 離脱を踏まえ、2018年3月署名。
- 市場アクセス面でも、電子商取引、知財、政府調達、国有企業等ルールの中でもハイレベルの内容。
- 原締約国は、日本、豪州、カナダ、メキシコ、NZ、ペルー、シンガポール、ベトナム、マレーシア、チリ、ブルネイ。
- 現在、英国に続き6つのエコノミーが加入要請を提出（中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ及びウクライナ）。

### 英国加入プロセス

- 2021年2月の加入要請後、同年6月T P P 委員会（閣僚級）で**加入手続開始が決定**。
- 2021年9月28日から加入作業部会（議長：日本）を開催。英国が高いレベルのルールを遵守できるかの確認作業を実施。2022年2月18日以降、**市場アクセスを含む包括的な交渉プロセスへ移行**。
- 2023年3月31日、**英国の加入交渉について実質的な妥結を公表**。
- 2023年7月16日、T P P 委員会において締約国及び英国により**英国加入議定書に署名**。  
今後、本議定書の発効に向けて各国が必要な国内手続を進めている。日本では昨年12月に臨時国会にて承認。

### CPTPP関係閣僚会合

#### 1. 会合概要

- (1) 日時：2023年11月15日（水）（現地時間）於：米国サンフランシスコ（議長：ニュージーランド）
- (2) 出席者：新藤経済再生担当大臣をはじめC P T P P 加盟12か国の閣僚等

#### 2. 結果概要

- (1) 協定に基づく一般的な見直しの作業方針である付託事項（T O R）の承認。
- (2) 英国に続く6つの加入要請エコノミーへの対応に係る議論等。  
⇒①協定のハイスタンダードを満たす用意があり、②貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示してきたエコノミーによる加入要請に対して開かれていること、そして、③意思決定は参加国のコンセンサスによることを再確認。
- (3) 上記2つの論点等を盛り込んだ共同声明の採択。

## 2. 我が国におけるEPA等の現状 ④日インドネシア協定改正議定書 大筋合意

### 1 経緯

- 2007年8月 日・インドネシア経済連携協定署名(2008年7月発効)
- 2013年12月 一般見直しの開始に合意(2015年5月 協定の改正交渉開始)
- 2023年12月 大筋合意、両国閣僚間での共同声明を发出

### 2 意義

- 物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスの条件の改善に加え、ルール分野の改善を含む改正を通じて協定の内容を拡充。
- ASEANにおいて最大の経済規模を有するインドネシアとの経済関係の促進、二国間関係全体の更なる緊密化が期待される。

### 3 改正内容のポイント

#### ●インドネシアへの市場アクセスの改善

- 自動車及び鉄鋼・鉄鋼製品計19品目の関税撤廃・引下げ
- 鉄鋼等の特定用途免税制度(USDFS)の改善等
- 日本産短粒種米の低関税輸入枠の設定
- サービス貿易における倉庫業・不動産業等の市場アクセスの改善等

#### ●日本への市場アクセスの改善

- 114品目の農水産品等の関税撤廃・引下げ等

#### ●ルール面の改善

- 電子商取引章の導入(情報越境移転の制限禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、ソースコード開示要求の禁止等)
- 知的財産(特許の外国語書面出願における翻訳文訂正機会の確保、地理的表示(GI)関連規定の新設(酒類、農産品等)、国境措置の強化等)

#### ●その他

- 看護師・介護福祉士候補者の受入れ条件改善

### 日・インドネシア貿易実績(主要概況品目)

#### 日本への輸入 約3兆7,720億円

(出典:財務省統計2022年)

#### 日本からの輸出 約1兆9,791億円

石炭、コークス及び練炭	約1兆790億円 (29%)
金属鉱及びくず	約6,186億円 (16%)
天然ガス及び製造ガス	約3,361億円 (9%)
電気機器	約2,420億円 (6%)
木製品及びコルク製品(除家具)	約1,427億円 (4%)
生ゴム	約1,264億円 (3%)
衣類及び同附属品	約1,080億円 (3%)

一般機械	約4,386億円 (22%)
輸送用機器	約3,761億円 (19%)
鉄鋼	約3,135億円 (16%)
電気機器	約1,948億円 (10%)
元素及び化合物	約1,096億円 (6%)
再輸出品	約821.7億円 (4%)
非鉄金属	約698.8億円 (4%)



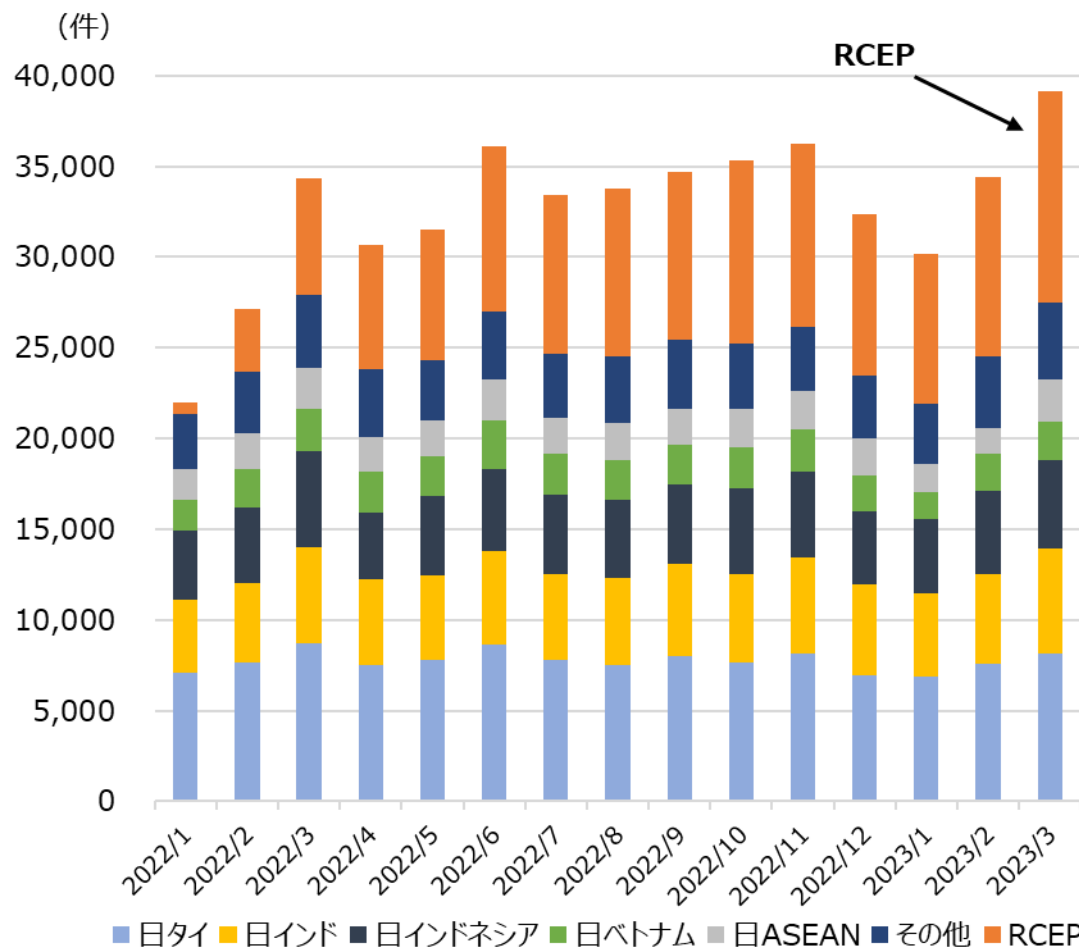
### 3. EPAの利用状況



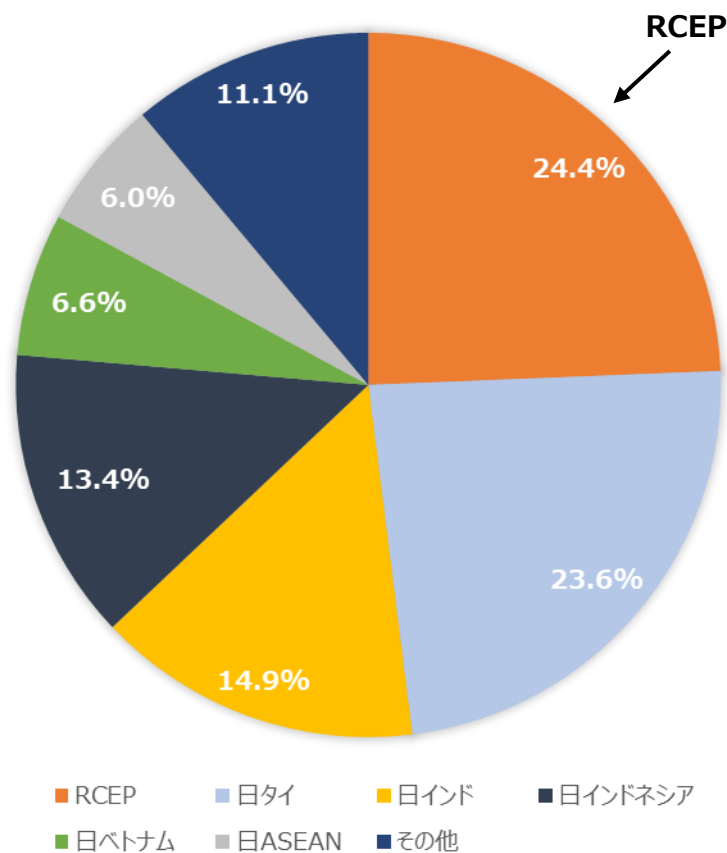
### 3. 我が国におけるEPA利用状況(輸出)

- 特定原産地証明書（商工会議所が発給するEPA原産地証明書）の発給件数は増加傾向。
- 中国、韓国を含むRCEPが2022年1月1日発効。RCEPに係る原産地証明書発給件数は、6月以降の発給件数が平均約9,500件/月。原産地証明書が必要なEPAの中で最も多く発給。

原産地証明書発給件数  
(2022年1月以降)



原産地証明書発給件数割合  
(2022年1月～2023年3月の合計)





## 4. EPA活用に関する情報

- － EPA利活用関係のリンク集

## 4. EPA活用に関する情報

### 輸出貨物のEPA利用のステップ

ステップ0. 輸出相手国のHS番号、原産地規則等にかかる事前教示

ステップ1. 輸出貨物の**HS番号**を特定

ステップ2. HS番号にEPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認(関税分類変更基準の場合  
部品の**HS番号の特定**が必要)

ステップ5. 輸出面での原産地手続

- (1)原産地証明書または原産品申告書などを整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国におけるEPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

## 0. 事前教示制度の活用

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

- 事前教示制度は、貨物の輸入者やその他の関係者が、輸入の前に税関に対し、当該貨物の品目分類(HS税番)、原産地、関税評価や減免税についての照会を行い、その回答を受けられる制度。
- 関税分類や原産地規則に関する事前教示により、**事前にEPA税率の適用の可否等が判明するので、輸出入計画や販売計画を立てるための一助**となり、適正かつ迅速な輸入申告が可能となり、通関の迅速化にもつながります。
- **EPA相手国の事前教示制度はこちら⇒**日本税関HPからのリンク：[EPA相手国の事前教示制度：税関 Japan Customs](#)

税関

照会  
回答

輸出入者等

RCEP協定第4.10条において、輸入の前に、輸出入者、その代理人等の要請に応じて関税分類(HS番号)や原産地規則等の事項を教示する制度を定めており、以下を義務として規定

- 品目分類、原産地規則、関税評価等の事前教示
- 全ての必要な情報の受領後、可能な限り、90日以内に行う
- 事前教示内容は少なくとも3年間有効
- 根拠法令等の変更により、教示の内容に変更が生じる場合には書面で通知



## □ 主な輸出相手国へのEPA税率に関する情報



現在位置: ホーム > 経済連携協定 (EPA/FTA) (関税・税関関係) > EPA相手国割譲許表 (関税率表)

### EPA相手国割譲許表 (関税率表)

このページでは、我が国が締結している経済連携協定に関する相手国情報を掲載しております。相手国税関等のホームページを掲載しておりますが、実際のEPA相手国への輸入手続については、相手国税関窓口にお問い合わせ下さい。

外部ページへリンク (※すべて新規ウィンドウで開きます。)

国等 (リンクは協定HP)	二国間	AJCEP (和文) (英文)	CPTPP (和文) (英文)	RCEP (和文) (英文)	参考 (相手国税率検索サイトまたは税関HP)
シンガポール	○	○	○	○	シンガポール税関 (Singapore Customs)
メキシコ	○		○		メキシコ経済省 (Secretaría de Hacienda) ※スペイン語のみ
マレーシア	○	○	○	○	マレーシア税関 (Royal Malaysian Customs Department)
チリ	○		○		チリ税関庁 (Chile Aduanas) ※スペイン語のみ
タイ	○	○		○	タイ税関 (Thai Customs)
インドネシア	○	○		○	インドネシア関税消費税税関局 (Directorate General of Customs & Excise)
ブルネイ	○	○	○	○	ブルネイ税関 (Royal Customs and Excise Department)
カンボジア		○		○	カンボジア税関 (General Department of Custom and Excise of Cambodia)
ミャンマー		○		○	ミャンマー税関 (Myanmar Customs)
ラオス		○		○	
フィリピン	○	○		(①各国共通) (②対日)	フィリピン関税委員会 (Tariff Commission)

■ 税関HP (譲許表へのリンク)  
<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

■ JETRO World Tariff  
<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

## 税関ホームページ 原産地規則ポータル 「品目別原産地規則の検索」を利用

→ 商品のHS番号(6桁) = 「611030」で検索

税関サイト ▶

原産地規則ポータル

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ

ENHANCED BY Google

原産地規則とは | 協定・法令等 | 原産地証明手続 | 事前指示 | 事後確認

品目別原産地規則 / Product-Specific

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 (HS2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT (HS2022)

※ 国名 / Country

中華人民共和国 / CHINA

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT (HS2022)

※ 品目 / Item

HSコード上位4桁もしくは8桁(ドットなし)を入力してください。  
Please enter the HS code in 4 or 8 digit without a dot (.).

611030

入力されたHSコードは経済連携協定のバージョンと異なる場合があります。ご入力されたHSコードは、ご希望の協定のバージョンと異なる場合があります。最新のHSコードを使用してください。  
The version of HS code may differ from the version of the agreement you wish to use. Each agreement (FTA/EPA and Related Initiatives) has its own PSR. If you search with a version of HS code other than the one adopted with to use. The latest HS code is to be used when filing an import application. Refer to Japan's Tariff Schedule (Importing to Japan) or The Other.

検索/Search | リセット/Reset

HS2022					地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT (HS2022)	
章 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
11	61			衣類及び衣類付属品(ニットヤス織み又はクロセ織みのものに限る。) Articles of apparel and clothing accessories, knitted or crocheted		
		6110		ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(ニットヤス織み又はクロセ織みのものに限る。) Jerseys, pullovers, cardigans, waistcoats and similar articles, knitted or crocheted.		
			611030	人造繊維製のもの Of man-made fibres	CC	CC

RCEP協定の場合、品目別規則はHS2022年版で規定されています。  
※ EPAによって採用するHSのバージョンが異なります。

CC とは、商品の生産において使用された全ての非原産材料について、HS番号2桁の水準における関税分類の変更(CTC)が行われていれば良いという基準です。

第6110.30号の商品に適用される品目別規則は「CC」

- 原産地規則に関するお問合せ → [各税関原産地調査官部門](#)
- EPAの『自己申告制度を利用した日本からの輸出』に係る相談  
⇒ 財務省・税関 EPA原産地センター ([epa-roo-center2@customs.go.jp](mailto:epa-roo-center2@customs.go.jp))

1.

2.

3.

4.

5.

## 6. 相手国におけるEPA税率の適用

7.

## HS改正とEPA譲許表

- 各国の関税率表はHS条約の品目表（6桁）に基いており、HS品目表は新規商品等に対応するため概ね5年毎に改正され、併せて各国の関税率表も改正。
- 一方、EPAの譲許表は、交渉時のHS番号で作成。**輸入申告の際のHS番号は、最新のHS（2022版等）への読み替えが必要。（HS番号の移行関係はWCO（世界税関機構）事務局作成の相関表（Correlation Table）（税関HPからのリンク）を確認ください。）**
- なお、日本税関HPの**実行関税率表**、及び**ステー징表**は、最新のHSでのEPA税率が掲載されています。

## EPA譲許表におけるHS番号(交渉時のHS番号)

シンガポール	HS2002	ベトナム	HS2007
メキシコ	HS2002	インド	HS2007
マレーシア	HS2002	ペルー	HS2007
チリ	HS2002	豪州	HS2012
タイ	HS2002	モンゴル	HS2012
インドネシア	HS2002	TPP12	HS2012
ブルネイ	HS2002	TPP11	HS2012
ASEAN	HS2002	EU	HS2017
フィリピン	HS2002	日英	HS2017
スイス	HS2007	RCEP	HS2012



# ご静聴ありがとうございました。

- 税関HPでは、EPAに関する様々な情報を掲載しています。各EPAごとの協定本文・ステージング表の他に、過去説明会資料及びEPAについて説明したYOUTUBE動画やパンフレット等を掲載しております。

税関のページ <https://www.customs.go.jp>



税関イメージキャラクター『カスタム君』

